

平成18年第4回常陸太田市議会臨時会会議録

目 次

招集告示.....	7
平成18年第4回常陸太田市議会臨時会会期日程.....	8
第1号 8月24日(木)	
○議事日程(第1号).....	9
○本日の会議に付した事件.....	9
○出席議員.....	9
○説明のため出席した者.....	10
○事務局職員出席者.....	10
開 会.....	10
開 議.....	10
○仮議席の指定.....	11
○会議録署名議員の指名.....	11
○日程第 1 議長の選挙.....	12
○諸般の報告.....	14
○日程第 2 議席の指定.....	15
○日程第 3 会期の決定.....	15
○日程第 4 副議長の選挙.....	15
○日程第 5 常任委員会委員の選任について.....	17
○日程第 6 議会運営委員会委員の選任について.....	18
○日程第 7 茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙.....	19
○日程第 8 報告第11号ないし報告第13号(一括上程).....	19
提案理由説明.....	20
質 疑 22番 立原 正一君.....	22
採 決.....	28
○日程第 9 議案第59号.....	28
提案理由説明.....	28
質 疑 22番 立原 正一君.....	29
26番 宇野 隆子君.....	32
採 決.....	35
○日程第10 議案第60号.....	35
提案理由説明.....	35
採 決.....	36

閉 会..... 37

平成 18 年第 4 回常陸太田市議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成 18 年 8 月 17 日

常陸太田市長 大久保 太一

1. 期 日 平成 18 年 8 月 24 日
2. 場 所 常陸太田市議会議場
3. 付議事件
 - (1) 議長の選挙について
 - (2) 副議長の選挙について
 - (3) 常任委員の選任について
 - (4) 議会運営委員の選任について
 - (5) 茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙について
 - (6) 専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度常陸太田市一般会計補正予算（第 3 号））
 - (7) 専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号））
 - (8) 専決処分の承認を求めることについて（平成 18 年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号））
 - (9) 里美歯科診療所備品購入契約について
 - (10) 常陸太田市監査委員の選任について

平成18年第4回常陸太田市議会臨時会会期日程

平成18年8月24日

月 日	曜	会 議 別	主 な 内 容
8月24日	木	本 会 議	1.開 会 2.正副議長の選挙 3.常任委員会委員の選任 4.議会運営委員会委員の選任 5.組合議会議員の選挙 6.議案説明(質疑・討論・採決) 7.監査委員の選任 8.閉 会

平成18年第4回常陸太田市議会臨時会会議録

平成18年8月24日(木)

議事日程(第1号)

平成18年8月24日午前10時開議

- 日程第 1 議長の選挙について
日程第 2 議席の指定について
日程第 3 会期の決定について
日程第 4 副議長の選挙について
日程第 5 常任委員会委員の選任について
日程第 6 議会運営委員会委員の選任について
日程第 7 茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙について
日程第 8 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度常陸太田市
一般会計補正予算(第3号))
報告第12号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度常陸太田市
下水道事業特別会計補正予算(第1号))
報告第13号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度常陸太田市
工業用水道事業会計補正予算(第1号))
日程第 9 議案第59号 里美歯科診療所備品購入契約について
日程第10 議案第60号 常陸太田市監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議長の選挙
日程第 2 議席の指定
日程第 3 会期の決定
日程第 4 副議長の選挙
日程第 5 常任委員会委員の選任
日程第 6 議会運営委員会委員の選任
日程第 7 茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙
日程第 8 報告第11号ないし報告第13号(一括上程, 提案理由説明, 質疑, 採決)
日程第 9 議案第59号(提案理由説明, 質疑, 採決)
日程第10 議案第60号(提案理由説明, 採決)

出席議員

1番 木村郁郎君 2番 深谷 渉君

3番	鈴木二郎君	4番	荒井康夫君
5番	益子慎哉君	6番	深谷秀峰君
7番	平山晶邦君	8番	成井小太郎君
9番	福地正文君	10番	高星勝幸君
11番	茅根猛君	12番	菊池伸也君
13番	関英喜君	14番	片野宗隆君
15番	平山伝君	16番	山口恒男君
17番	川又照雄君	18番	後藤守君
19番	黒沢義久君	20番	小林英機君
21番	沢畠亮君	22番	立原正一君
23番	梶山昭一君	24番	高木将君
25番	生田目久夫君	26番	宇野隆子君

説明のため出席した者

市長	大久保太一君	助役	梅原勤君
教育長	小林啓徳君	市長公室長	川又善行君
総務部長	柴田稔君	市民生活部長	綿引優君
保健福祉部長	増子修君	産業部長	小林平君
建設部長	川又和彦君	金砂郷支所長	菊池勝美君
水府支所長	根本洋治君	里美支所長	大森茂樹君
水道部長	西野勲君	消防長	篠原麻男君
教育次長	岡部恒雄君	秘書課長	山崎修一君
総務課長	大和田隆君	参事兼出納室長	大谷利行君
監査委員	檜山直弘君		

事務局職員出席者

事務局長	椎名義夫	副参事	佐川尚樹
次長兼庶務係長	吉成賢一	議事係長	岡田和也

午前10時開会

事務局長（椎名義夫君） このたびの臨時議会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。出席議員中、生田目久夫議員が年長でありますので、ご紹介申し上げます。

〔臨時議長 生田目久夫君議長席に着く〕

臨時議長（生田目久夫君） ただいまご紹介をいただきました生田目久夫でございます。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

ます。

ご報告いたします。ただいま出席議員は、26名であります。よって定足数に達しております。これより平成18年第4回常陸太田市議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

臨時議長（生田目久夫君） この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

会議録署名議員の指名

臨時議長（生田目久夫君） 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第81条の規定により

1番 木村郁郎君 14番 片野宗隆君

の両君を指名いたします。

この際、市長より招集のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成18年第4回の市議会臨時会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、臨時会を招集しましたところ、議員の皆様にはお忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。皆様には、このたびの市議会議員一般選挙におきまして、市民の負託を受け、めでたくご当選され、ここに初議会を開会する運びとなりました。市政の進展のため、まことに意義深く、改めて心からお祝いを申し上げる次第でございます。

8月に入りまして、市内各地で夏祭りが、町内会や地区公民館などの主催によりまして、数多く開催されました。各地域の夏祭りに参加をいたしまして、子供から大人まで、多くの市民の方たちが創意工夫をしながら魅力ある夏祭りに積極的に取り組み、地域の触れ合いと連帯の輪の広がりに、市民一人ひとりがまちづくりの主役であると再認識をした次第でございます。

さて、市政におきましては、情報化、国際化、少子高齢化の急速な進展に伴いまして、教育や福祉、環境問題、市街地の活性化や道路基盤の整備などへの積極的な対応とあわせまして、活力ある豊かな地域社会づくりが強く求められております。また、生活意識や価値観の多様化いたします中で、行財政の効率的な運営によって、より自立した自治体の確立と住民福祉の一層の向上が求められております。

しかしながら、一方では、地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しい状況の中で、行財政運営を行っているのが現状でございます。このようなとき、豊かな経験と高い見識を持つ議員の皆様をお迎えできましたことは、まことに心強く、この上ない喜びでございます。市民福祉と市政の進展のため、より一層のご指導、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

本日、ご提案いたします案件は、専決処分の承認を求めることについて3件、備品購入契約に

ついて1件，監査委員の選任について1件，合計5件でございます。

各議案につきましては，議題となりましたときに，専決処分及び備品購入契約については助役から，人事案件につきましては市長がそれぞれご説明を申し上げます。各議案ともに慎重にご審議をいただき，原案のとおり承認，可決，ご同意を賜りますようお願いを申し上げます，招集のあいさつといたします。よろしくお願いたします。

日程第1 議長の選挙

臨時議長（生田目久夫君） 日程第1，議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

臨時議長（生田目久夫君） ただいま，出席議員は26名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔事務局投票用紙を配付〕

臨時議長（生田目久夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（生田目久夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔事務局投票箱を点検〕

臨時議長（生田目久夫君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は，単記無記名でございます。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上，点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

木村郁郎君

深谷涉君

鈴木二郎君

荒井康夫君

益子慎哉君

深谷秀峰君

平山晶邦君

成井小太郎君

福地正文君

高星勝幸君

茅根猛君

菊池伸也君

関英喜君

片野宗隆君

平山伝君

山口恒男君

川又照雄君

後藤守君

黒沢義久君

小林英機君

沢畠亮君

立原正一君

梶山昭一君

高木将君

宇野隆子君 生田目久夫君
臨時議長（生田目久夫君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

臨時議長（生田目久夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

臨時議長（生田目久夫君） それでは、開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に

2番 深谷 渉君 15番 平山 伝君

を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

〔開 票〕

臨時議長（生田目久夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数26票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票25票、無効投票1票。

有効投票中、

高木 将君 20票 生田目久夫君 5票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、高木将君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました高木将君が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

臨時議長（生田目久夫君） この際、高木将君より、議長就任のごあいさつを願います。

〔議長 高木将君登壇〕

議長（高木将君） 昨日の本市議会初めての立候補制による議長選挙、その表明の場におきまして、恥ずかしいほどつたない皆様へのごあいさつとお願いにもかかわらず、このように多くの議員の皆様方のご賛同を得まして、第39代の常陸太田市議会議長として就任することになり、この場でごあいさつをさせていただきますことを、心より感謝を申し上げます。ありがとうございました。

この3月に始まりました常陸太田市議会の早期解散を求める署名活動、66人の議員が誕生したけれども、その姿が見えない。そして、市民の視点に立って、もっと積極的に議会は行動してほしい、そのような思いで始まったこの署名活動でありましたけれども、その後、議員辞職が相次ぎ、結果として住民投票にもつれ込み、議会は解散となりました。

これまで、昭和29年に誕生いたしました常陸太田市の議会、数多くの先輩議員の方々が築き上げてくださいましたこの議会が、少しの期間とはいえ途絶えてしまったことに、そのときの議

員の一員として深い責任を感じております。そして、今回、新たにこの26人の議会が誕生いたしましたけれども、今、最初にしなければならないことは、市民の皆様との間にできてしまった溝を埋めていく、信頼回復、この一言でございます。

議長にただいま就任をすることになるわけでありましてけれども、議長1人でこの信頼回復をすることはできません。25名の議員の皆さんのお力添えをいただきながら、市民の視点で行動できる、信頼回復に努めてまいりたい、そのような思いで、今この場でごあいさつをさせていただいておる次第であります。どうか、私のこの気持ちをご理解いただきまして、議員各位にこれからもさまざまなお意見を賜りますようお願いを申し上げます、甚だ粗辞ではございますが、議長就任に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
(拍手)

臨時議長(生田目久夫君) それでは、本席を議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。感謝申し上げます。

高木将君、議長席にお着きを願います。

(臨時議長 生田目久夫君退席、議長 高木将君着席)

諸般の報告

議長(高木将君) 諸般の報告を行います。

監査委員から、平成18年6月、7月例月現金出納検査の結果について、別紙写しのとおり提出されております。また、同じく監査委員から、平成18年度財政援助団体等監査報告書が、さらに平成18年度行政監査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告いたします。

市長	大久保 太一君	助 役	梅原 勤君
教育長	小林 啓徳君	市長公室長	川又 善行君
総務部長	柴田 稔君	市民生活部長	綿引 優君
保健福祉部長	増子 修君	産業部長	小林 平君
建設部長	川又 和彦君	金砂郷支所長	菊池 勝美君
水府支所長	根本 洋治君	里美支所長	大森 茂樹君
水道部長	西野 勲君	消防長	篠原 麻男君
教育次長	岡部 恒雄君	参事兼出納室長	大谷 利行君
秘書課長	山崎 修一君	総務課長	大和田 隆君
監査委員	檜山 直弘君		

以上、19名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

議長(高木将君) 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといた

します。

日程第2 議席の指定

議長（高木将君） 日程第2，議席の指定を行います。

議席は，会議規則第4条第1項の規定により，議長において指定いたします。議員諸君の氏名とその議席の番号を職員に朗読いたさせます。事務局長。

〔事務局長議席を朗読〕

1番 木村郁郎君	2番 深谷涉君
3番 鈴木二郎君	4番 荒井康夫君
5番 益子慎哉君	6番 深谷秀峰君
7番 平山晶邦君	8番 成井小太郎君
9番 福地正文君	10番 高星勝幸君
11番 茅根猛君	12番 菊池伸也君
13番 関英喜君	14番 片野宗隆君
15番 平山伝君	16番 山口恒男君
17番 川又照雄君	18番 後藤守君
19番 黒沢義久君	20番 小林英機君
21番 沢畠亮君	22番 立原正一君
23番 梶山昭一君	24番 高木将君
25番 生田目久夫君	26番 宇野隆子君

議長（高木将君） ただいま朗読したとおり，議席を指定いたします。

日程第3 会期の決定

議長（高木将君） 次，日程第3，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は，お手元に配付いたしました会期予定表のとおり，本日1日限りとしたしたいと思います，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。

よって，会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 副議長の選挙

議長（高木将君） 次，日程第4，副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（高木将君） ただいま出席議員は26名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔事務局投票用紙を配付〕

議長（高木将君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔事務局投票箱を点検〕

議長（高木将君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上，点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

1番 木村郁郎君	2番 深谷涉君
3番 鈴木二郎君	4番 荒井康夫君
5番 益子慎哉君	6番 深谷秀峰君
7番 平山晶邦君	8番 成井小太郎君
9番 福地正文君	10番 高星勝幸君
11番 茅根猛君	12番 菊池伸也君
13番 関英喜君	14番 片野宗隆君
15番 平山伝君	16番 山口恒男君
17番 川又照雄君	18番 後藤守君
19番 黒沢義久君	20番 小林英機君
21番 沢嶋亮君	22番 立原正一君
23番 梶山昭一君	24番 高木将君
25番 生田目久夫君	26番 宇野隆子君

議長（高木将君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖解除〕

議長（高木将君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により，立会人に

3番 鈴木二郎君

16番 山口恒男君

を指名いたします。

よって、両君の立ち会いを願います。

〔開 票〕

議長（高木将君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 26 票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 26 票、無効投票 0 票であります。

有効投票中、

梶山昭一君	13票	小林英機君	8票
川又照雄君	4票	宇野隆子君	1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 7 票であります。よって、梶山昭一君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました梶山昭一君が議場におられますので、本席から、会議規則第 32 条第 2 項の規定により、告知をいたします。

議長（高木将君） この際、梶山昭一君より、副議長就任のごあいさつを願います。

〔副議長 梶山昭一君登壇〕

副議長（梶山昭一君） 副議長就任のごあいさつをさせていただきます。

本日、第 4 回議会臨時会におきまして副議長に就任させていただきましたことは、まことに身に余る光栄と存じております。もともと浅学非才でございますけれども、新市発展のため、そして、合併してよかったと思われる市政のため、高木議長を補佐し、全力で議会運営に務めてまいり所存でございます。

今後とも、議員各位のご指導とご協力、そして、あわせて執行部の皆様にもよろしくお願いを申し上げ、副議長の就任のごあいさつにかえさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

日程第 5 常任委員会委員の選任について

議長（高木将君） 次、日程第 5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

各常任委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、総務委員会委員には、鈴木二郎君、荒井康夫君、深谷秀峰君、福地正文君、茅根猛君、黒沢義久君、小林英機君、以上 7 名であります。

文教民生委員会委員には、平山晶邦君、菊池伸也君、関英喜君、山口恒男君、川又照雄君、高木将君、宇野隆子君、以上 7 名であります。

産業水道委員会委員には、木村郁郎君、益子慎哉君、高星勝幸君、立原正一君、梶山昭一君、生田目久夫君、以上 6 名であります。

建設委員会委員には、深谷涉君、成井小太郎君、片野宗隆君、平山伝君、後藤守君、沢畠亮君、以上 6 名であります。

以上のとおり指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしましたとおり、それぞれ各常任委員会委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれの委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午前10時40分休憩

午前11時14分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま休憩中に開催されました各常任委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務委員会委員長，黒沢義久君，同じく副委員長，茅根猛君。

文教民生委員会委員長，関英喜君，同じく副委員長，菊池伸也君。

産業水道委員会委員長，高星勝幸君，同じく副委員長，益子慎哉君。

建設委員会委員長，沢畠亮君，同じく副委員長，成井小太郎君。

以上であります。

日程第6 議会運営委員会委員の選任について

議長（高木将君） 次，日程第6，議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、深谷秀峰君，高星勝幸君，関英喜君，山口恒男君，後藤守君，黒沢義久君，沢畠亮君，立原正一君，以上8名を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしましたとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

この際、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

互選されるまでの間、暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時22分再開

議長（高木将君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいま休憩中に開催されました委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長、後藤守君、同じく副委員長、山口恒男君。

以上であります。

日程第7 茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙

議長（高木将君） 次、日程第7、茨城北農業共済事務組合議会議員の選挙を行います。

当市の組合議会議員の定数は、組合同約第5条第1項の規定により5名であります。

任期につきましては、組合同約第6条の規定により、議員の任期によることになっております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

茨城北農業共済事務組合議会議員に木村郁郎君、平山晶邦君、福地正文君、後藤守君、生田目久夫君を指名いたします。

ただいま議長において指名いたしました木村郁郎君、平山晶邦君、福地正文君、後藤守君、生田目久夫君を、茨城北農業共済事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました木村郁郎君、平山晶邦君、福地正文君、後藤守君、生田目久夫君が、茨城北農業共済事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選人となられました木村郁郎君、平山晶邦君、福地正文君、後藤守君、生田目久夫君が議場におられますので、本席より、会議規則第32条第2項の規定によりそれぞれ告知いたします。

日程第8 報告第11号ないし報告第13号

議長（高木将君） 次、日程第8、報告第11号専決処分の承認を求めることについて（平成18年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号））、報告第12号専決処分の承認を求めることについて（平成18年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号））、報告第13号専決処

分の承認を求めることについて(平成18年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第1号)),
以上3件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。助役。

〔助役 梅原勤君登壇〕

助役(梅原勤君) 提案者にかわりまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。報告第11号でございます。専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。平成18年8月24日報告、市長名。

2ページに専決処分書の写しがございます。市議会の解散に伴う市議会議員一般選挙及び6月16日の集中豪雨により被災した箇所の復旧に係る予算措置について、議会が成立しないので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成18年度常陸太田市一般会計補正予算(第3号)、平成18年7月3日、市長名でございます。

この平成18年度常陸太田市一般会計補正予算(第3号)につきましては、4ページをお開き願います。第1条でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,682万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239億1,966万1,000円とする。平成18年7月3日専決、市長名でございます。

内容につきましては、事項別明細によりましてご説明させていただきたいので、9ページをお開き願います。歳入でございますが、全額を財政調整基金から繰り入れるものでございます。歳出につきましては10ページでございますが、初めに、市議会議員一般選挙費ですが、さきの8月6日に執行いたしました選挙費用でございます。当初予算におきまして、ポスター掲示板の購入費用等1,000万円余を計上しておりましたので、不足をします4,865万4,000円を増額計上するものでございます。

主な経費といたしましては、投票管理者や立会人などの報酬239万6,000円、時間外勤務手当などの職員手当1,272万5,000円、ポスター掲示板、掲示場設置等の委託料1,084万1,000円、選挙運動に係る選挙公営経費1,902万6,000円、投票所入場券の郵送料112万6,000円などがございます。

続きまして、11ページの災害復旧費でございますが、農林災害復旧費につきましては、太田地区の茅根町赤須地内の水路及び農道ののり面崩壊など、8カ所を復旧する費用として216万4,000円を増額計上するものでございます。

次に、道路橋りょう災害復旧費であります。太田地区が、里川にかかる田渡橋などの橋りょう4カ所、増井町地内の市道1カ所の復旧に600万円、金砂郷地区が、山田川にかかる篠山橋、浅川にかかる倉下橋などの橋りょう8カ所、大里町及び赤土町地内を初めとする市道と河川の護岸など、12カ所の復旧に1,140万円、水府地区が、山田川にかかる繁橋などの橋りょう4カ所、天下野町及び上高倉町地内などの市道と河川の護岸など15カ所の復旧に520万円、里美地区が、上深荻町地内の市道ののり面崩壊1カ所の復旧に340万円が必要となりましたので、これら45カ所の復旧費用といたしまして、委託料750万、使用料及び賃借料172万4,000

0円、工事請負費1,646万9,000円、原材料費31万円、合計2,600万3,000円を増額計上するものでございます。

続きまして、14ページをお開き願います。報告第12号でございます。専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。平成18年8月24日報告、市長名。

15ページに専決処分の写しがございます。平成18年度下水道高資本費対策借換債の借りに伴う予算措置について、議会が成立しないので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成18年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)。平成18年7月19日、市長名でございます。

この平成18年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして、17ページをお開きいただきます。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,580万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,160万円とする。第2条、地方債の追加は第2表地方債補正による。平成18年7月19日専決、市長名でございます。

借換債につきましては、公営企業金融公庫から借り入れております起債で、国の示す一定の要件に該当する場合、国の枠の範囲内で低利に借りかえができるというものでございます。

23ページをお開き願います。歳入でございますが、公共下水道建設事業債を低利に借りかえるため、高資本費対策借換債を新たに9,580万円計上するものであります。

次ページに歳出がございますが、歳入で計上しました借換債と同額の公共下水道整備建設事業債を繰上げ償還するものでございます。具体的には、平成3年に利率6.7%で借り入れました7,330万円と、平成2年に利率6.3%で借り入れました2,250万円、合わせまして9,580万円を借りかえるものでございます。

続きまして、26ページをお開き願います。報告第13号でございます。専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求め。平成18年8月24日報告、市長名。

27ページに専決処分書の写しがございます。平成18年度工業用水道高資本費対策借換債の借りに伴う予算措置について、議会が成立しないので、地方自治法第179条第1項の規定により、下記の予算を次のとおり専決処分する。記、平成18年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第1号)、平成18年7月19日、市長名。

この平成18年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、29ページをお開きいただきます。第1条は総則でございます。第2条は、資本的収入及び支出の補正で、収入の第1款資本的収入を4,200万円増額補正いたします。次の支出でございますが、第1款資本的支出を4,200万円増額補正し、8,380万5,000円といたします。

第3条は、予算第4条の次に4条の2を加えるものでございまして、その内容でございますが、次ページでございます。30ページをお開きいただきますが、起債の目的は、工業用水道高資本費対策借換債で、限度額は4,200万円、それから、起債の方法、利率及び償還の方法は、そこに記載のとおりでございます。平成18年7月19日専決、市長名。借換債につきましては、先

ほどの下水道事業特別会計と同様に、公営企業金融公庫から借り入れている起債でございます。

内容につきましては、明細にてご説明申し上げます。35ページをお開き願います。収入でございますが、工業用水道事業債を低利に借りかえるため、高資本費対策借換債を新たに4,200万円計上するものでございます。

次に、支出でございますが、収入で計上しました借換債と同額の工業用水道事業債を繰上げ償還するものでございます。平成2年3月に利率6.3%で借り入れた1,510万円と、平成3年3月に利率6.7%で借り入れました2,690万円、合わせて4,200万円を借りかえるものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。22番立原正一君の発言を許します。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 22番立原正一でございます。質疑通告順に従いまして、答弁者を市長、助役、関係部長に指定しておりますので、順次指名をしながら質疑をしていきたい、このように考えております。

ただいま高木議長、それから梶山副議長には、多数の信任を得られまして、新しく議長、副議長になられました。心よりお祝いを申し上げたいと思っております。

ごあいさつにもありましたように、市民と議会との間が厳しい環境になっている、これらを早急に……、溝を狭めていきたいという考えも述べられておりましたが、私もそのように考えておりますので、ぜひご努力していただきたいと考えております。

それから、市長より、見識ある議員さんを迎えて議会開催ができることはまことに喜ばしいというお褒めをいただきまして、私も身に余る光栄というふうに考えておりまして、市長の所見にこたえるためには、一生懸命行政の検査官といたしまして、活動していかなきゃならないということを心に秘めておりまして、前段におきまして質疑をしていきたいと考えております。

初めに、報告第11号専決処分の承認を求めることについて（平成18年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号））について伺います。

ここで、まず初めに、9ページでございますが、これにつきましては基金の繰り入れということでございますので、1つ目といたしましては、財政調整基金の残額、それから、今後の動向についてをお伺いしたいと思います。

次に、ページ10でございますが、調整のときに、まず私の方から、市議会の一般選挙によります補正前後の差異は何かということを知りましたが、それはただいま説明がありましたので、一応それは割愛させていただきまして、次に入っていきたいと思っておりますが、ページ10、同じく節の3でございます。ここに、議員手当等、説明がここにあります時間外の勤務手当でございますが、1,262万3,000円と書いてありますが、これらの詳細の内容についてお

伺いたいと思っております。これは、補正額の約25%に当たるわけでございますので、伺いするわけでございます。

次に、4番でございますが、11ページになります。款の10でございます。ここに、災害復旧費という表が出ております。その中で、目の農林災害復旧費が出ておりまして、ただいま説明がございましたが、もう少し進んだ内容でお伺いしたいと思っておりますが、この辺は、人災等についてはどのようなことになっておりましたか、その辺をお伺いしたいと思っております。説明がなかったわけですからないのかと思っておりますが、その辺のところはどのようなお考えで判断をしているかですね。

次に、報告第12号専決処分を求めることについてのことでございますが、23ページでございます。ここを見ますと、23ページには歳入、24に歳出と書いてありますが、いずれを見ましても、公債費のための市債というようなことで載っております。これの補正の理由については結構でございますが、この表の中には元金というふうになっておるわけでございます。従いまして、低金利の方にかかわる返済をするのは非常に結構でございますが、このときに、これは元金だけになっていますが、金利の方はどうなっているのか、その辺をお伺いしたいと思っております。

次に、報告第13号でございます。ページ35でございますが、その中で説明がございました。これは、ただいまページ23の方でもお話ししましたが、大体の内容につきましてはそうなって、同じかと思っておりますが、そこで、やはり補正の内容につきましては結構でございますが、個々のところで金利がどうなっているか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、これは、今回の場合に印刷ミスなのか、原稿のミスなのかわかりませんが、活字の誤字があります。収入というところに「支入」と書いてありますが、どちらが正しいのか、この辺を考えますと、支出の「支」に「入る」というふうなことが書いてございます。その辺のところをお伺いしたいと思っております。

以上で、1回の質疑を終わりたいと思っております。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 報告第11号平成18年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）のご質疑にご答弁申し上げます。

私の方からは、目7の市議会議員一般選挙費関係のご答弁を申し上げます。

まず最初に、9ページのご質疑でございますが、歳入の中で、財政調整基金の関係でございます。基金の残高、それと、今後の動向というようなご質疑でございます。財政調整基金につきましては、平成18年度末の現在高が24億3,300万ございました。当初予算におきまして、当初予算編成時にご提案した予算書の中でご説明を申し上げますけれども、基金繰り入れとして、平成18年度の当初予算で6億円を一般会計の方に基金から繰り入れていると。それと、補正予算の第1号で3,000万、それと、補正予算の第2号で300万、そういう形の繰り入れを行ってきました。今回のこの補正予算（第3号）で7,600万、この経費について、財政調整基金が

ら繰り入れたわけでございます。

そういう中で、17年度末の現在高から、この繰入金を差し引いてきますと、現在、財政調整基金の現在高、残額が17億2,000万余というような額になってございます。

この財政調整基金の今後の動向でございますが、一般会計の決算に伴いまして次年度の繰り越しがした場合につきましては、地方財政法の中で、歳入歳出の決算剰余金を生じた場合には、翌々年度までに積み立て、あるいは償還期限を繰り上げて、これらの地方債の償還の財源に充てるといような地財法の規定がございます。そういう中で、今後、平成17年度の決算が出た場合には、繰越金の2分の1程度について財政調整基金に積み立てるといような方向で考えますと、決算そのものが9月議会に提案されますけれども、今の予想では、これらの積立金等を考慮しますと、最終的に20億円程度は確保できるものかなというふうに現在考えているところでございます。

次に、10ページの職員手当等の中で、時間外勤務手当の内容について何うというご質疑でございました。この時間外勤務手当でございますが、これは、投票事務、開票事務、期日前投票、これらについて時間外勤務手当を執行する予算でございます。

投票事務従事者につきましては、合併をしまして、52の投票所になったわけでございます。これらの投票事務従事者ということで、256人の時間外勤務手当13時間分ということで予算を計上してございます。

さらに、開票事務、投票に伴いまして開票が伴うわけでございます。この開票事務従事者としては、100人分を開票事務の中で予算化している。

さらに、今回の一般選挙は、期日前投票所、本庁と支所3カ所の計4カ所の投票所で期日前投票が7日間、1週間行われたわけでございます。これらの期日前投票関係で107万5,000円程度といような予算を計上してございます。

さらに、選挙の広報関係を職員によって行ってまいりました。これらの広報関係ということで、従事者の時間外ということで、人数で24人分といような延べ人数になりますが、18万2,000円程度について時間外予算を計上したわけでございます。

以上です。

議長（高木将君） 産業部長。

〔産業部長 小林平君登壇〕

産業部長（小林平君） 産業部関係について、お答えいたします。

報告第11号の平成18年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号）の中の11ページの中ほどでございますが、1目の農林災害復旧費につきまして、進んだ内容についてといようなことでございますが、15節の工事請負費175万円でございまして、これにつきまして、ご説明申し上げますと、旧太田地区4カ所でございます。

まず、水路ののり面崩壊復旧工事が2カ所ございまして、1カ所は、茅根町の赤須地内、工事延長が15メートルといことでございます。

同じく、瑞龍町国見下地内の水路の復旧工事で、工事延長が6メートルでございます。

次に、新宿町の字でございますが、落葉坂地内の源氏川にかかる木橋の農道橋であります落葉橋右岸の取り付け部の護岸の復旧工事で、延長が約10メートルでございます。

次に、町屋町地内、地徳地内の里川にかかります、やはり木橋の農道橋でございます。地徳橋のちりよけの1期の改修ということでございまして、以上4カ所175万円の工事費を計上させていただきます。

また、人災的なものというようなことでございましたが、この件につきましては、6月15日から16日にわたる豪雨というようなことでございまして、1日の雨量が81ミリを超えたということで、増水による自然災害によるものと考えております。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 報告第12号の常陸太田市下水道事業特別会計の補正予算において、利子を補正しなかった理由についてお答え申し上げます。

利子を補正しなかった理由につきましては、専決処分時点におきまして、利息の額が確定していなかったことによるものでございます。従いまして、12月の議会において補正してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

議長（高木将君） 水道部長。

〔水道部長 西野勲君登壇〕

水道部長（西野勲君） 報告第13号の専決処分の承認を求めることについての常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてのご質疑にお答えをいたします。

まず初めに、35ページの「支入」ということになっておりますけれども、大変申しわけございませんけれども、ご指摘のとおり、「収入」の誤りでございますので、ここでおわびをして、訂正をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

先ほど質疑の中で、元金分しか補正をしなかった、要するに利子がどうなっているのかということでございますが、下水道の借換債と同様に、一定の条件を満たす場合に当市から県への要望を提出します関係上、総務省の認める範囲での公営企業金融公庫から借り入れをするという性質のものでございまして、公営企業金融公庫からは、7月15日に借換債の決定通知が来ております。

しかしながら、各年度に幾ら支払うかを定める償還表が届いておりません。利率の決定がされておりません。したがって、7月19日に借換債の起債の計画及び起債の協議を県へ提出する必要があったため、元金分を先行して専決処分の補正を行った次第でございます。

なお、利子分の補正につきましては、12月の定例会に提案する予定であります。

以上でございます。

議長（高木将君） 22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） ただいまの質疑に対します答弁につきまして一応理解を示しますが、

2回目といたしまして、質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、報告第11号の件でございますが、この合併によります人件費の問題でございますが、合併によりまして、最初の議会があったということございまして、いろいろと課題はあったろうと考えます。やはり今は、時間も進むし、文化も進む、いろんな相手関係も出てきておりまして、いろんな向上がされているわけでございますが、そこで1点お伺いいたしますけれども、今回の選挙によりまして前回と改善策ですね、改善効果がどのようなものがあったか、おわかりいただける範囲、努力した範囲でもって結構でございますので、その辺を伺いたいと思います。

それから、削減するためには何を改善するか、その辺の施策があれば、お伺いしておきたい。

次に、災害復旧費の件でございますが、人災については、6月中旬の豪雨によったということで、増水のためだという話は伺いましたが、やはり行政におきますれば、住民の安全と安心というものを最優先していくというふうなことが常に言われております。その辺を考えますと、今回のこの問題も、今回は人災がなかったから幸いとしたかもしれませんが、国道沿いなどを見ますと、大変なことが出ておりますね。それにつきまして、再発防止策といたしまして、今後のためにほかのところを調査されたのかどうか、その辺を伺いたいと思っております。

それから、12の方に入りますが、利子につきましては確定していなかったということでございますが、これにつきましても、それまでの利息というものが動いているわけですから、確定しないということは理解いたしますが、12月に補正するというところから、それは一応理解しておきたいと思っております。

その2点をお伺いして、まずこの段の質疑を終わりたいと思っております。お願いします。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 再度のご質疑にご答弁を申し上げます。

選挙関係のご質疑に入る前に、先ほど私の方で答弁を申し上げました内容の一部訂正をお願いしたいと思います。最初に申し上げました財政調整基金の残高、最初24億3,300万という残高を平成18年度末と答弁しましたけれども、これは17年度末がこの額ということで、訂正をお願いいたします。

それでは、2回目の質疑でございます。今回の選挙の改善策、改善した点をお伺いしたいと、まず第1点目。これにつきましては、前回の解散選挙費をご提案した予算の中で、特に食糧費関係について考えてはというようなご発言がありました。それを受けまして、今回の選挙では、職員は当然時間外を支払っています。そういう中では、食糧費関係は全部自前ということで、食糧費は一切出さないということで、投票事務を行いました。

それと、期日前投票で、報酬をいただいている立会人の方、管理者の方につきましても、夜8時まで期日前投票の立会い、管理をお願いしたんですけれども、従前、夕食を出していたわけですけれども、これも一切出さないで、8時までお願いしたというような改善策を行ってまいりました。

そういう中で、前回の住民投票時の食糧費は82万6,000円を計上したわけでございますが、

今回は、それらを改善しまして、29万5,000円という予算の計上で努力をさせていただきました。

それと、今後の改善策をというような質疑がございました。これにつきましては、当然、投票を行いまして、開票。開票については、スピードアップを図るというような意味で、現在、そういった機器等の導入も改善策として入れて、スムーズな開票事務を行っているわけですが、さらに各市で行っています選挙についても今後研究をしまして、さらに本市として改善が可能な部分については、今後改善に努めてまいりたいというふうに現在考えているところでございます。

以上です。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 川又和彦君登壇〕

建設部長（川又和彦君） 公共施設の安全チェックは行っているかというご質問ですけれども、お答えいたします。

さきの災害及び里美におけます国道349号線の崩落事故を受けまして、その後、市内全域におきまして、道路、公園、下水道の公共施設の緊急チェックを実施いたしました。その結果、今取りまとめ中でございますけれども、現在までの報告の中で特段の異常は認められておりませんことをご報告申し上げます。

議長（高木将君） 22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） ありがとうございます。3つ目には入りませんが、1つ残しましたものですから、市長に、ただいまの部長答弁がありました。この安全につきまして、今取りまとめているということですが、現時点の内容については、多分ご報告は行っているんだと思います。市長は、やっぱり企業でありますから、安全については相当に勉強されている方と見ておまして、ハインリッヒの法則ですね、ひやりはっと、こういう現象のご施策とすることがあると思いますが、その点を考えました場合の現時点の市長のご所見を伺っておきたい。これで、終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 危険箇所についての市長所見ということでありますが、今、太田市内全域を見渡しましたときに、北部の急峻な斜面のある地域及び南部地区の水害の発生する地域、そういうところにつきまして、特に水害発生地域については、今、防災マップ等の整備を急いでいるところでありまして、常陸太田土木事務所あるいは常陸河川国道事務所等との連携をとりながら、その体制を整えていこうとしているところでございます。

先般の国道349の崩落事故におきまして、現場の対応ということで、私自身も夜中、午前2時まで現地に参りまして、いろんな交通安全対策、二次災害の防止等について指揮をとったところであります。

今後とも、市内全域を見渡したときの、特に急峻な斜面についての降雨量との関連、そういうところをよく見直していきたいというふうに思っているところです。

議長（高木将君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

報告第11号専決処分の承認を求めることについて（平成18年度常陸太田市一般会計補正予算（第3号））、報告第12号専決処分の承認を求めることについて（平成18年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第1号））、報告第13号専決処分の承認を求めることについて（平成18年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号））、以上3件については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、報告第11号から報告第13号までの以上3件については、原案承認することに決しました。

日程第9 議案第59号

議長（高木将君） 次、日程第9、議案第59号里美歯科診療所備品購入契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。助役。

〔助役 梅原勤君登壇〕

助役（梅原勤君） 議案第59号里美歯科診療所備品購入契約について、36ページをお開きいただきます。平成18年8月10日、指名競争入札に付しました里美歯科診療所備品購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。記といたしまして、契約の目的は里美歯科診療所備品購入、2といたしまして、契約の方法は指名競争入札による契約、3といたしまして、契約金額でございますが、2,698万5,000円、4といたしまして、契約の相手方でございますけれども、日立市助川町一丁目17番19号、会社名は中嶋メディカルサプライ株式会社、代表者名中嶋正昭でございます。平成18年8月24日提出、常陸太田市長名でございます。

次のページに購入備品一覧表がございますが、主なものを申し上げますと、歯科用診療台が3台、診療用の吸引器1台、歯科ホーローキャビネット一式1台、歯科用IPデジタルX線画像システム1台など、合わせまして49種類の備品でございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくお願いいいたします。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。22番立原正一君の発言を許します。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番（立原正一君） 立原でございます。ただいまの説明に対します議案第59号につきまして、質疑をしたいと思っております。

里美診療所備品購入契約についてでございますが、まず、第1点でございます。ここにトータルの数字がこう出ております。後ろには、購入備品一覧表が出ております。この辺につきまして、まず、当市の見積もり金額を算定していたのか。それで、その価格との差異はどのようになっているのか、まず1点お伺いします。

それから、8月10日指名競争入札ということが言われております。これに参加しました指名業者数と参加業者の詳細内容を伺いたい。

それから、2つ目でございますが、入札参加業者の契約金額に対する詳細書がどうなっているか、それをお伺いしたい。

それから、3つ目でございますが、購入備品表が裏にございますね、37ページ。ここに、49品目が記載されてございますが、まず、これから見まして、1つお伺いしたいのは、備品名、メーカー名、それから、型式、型番、仕様が記されておりますが、この辺の表示、提示は、どなたがやられているのか。

それから、2つ目といたしまして、商品、購入品目ごとの契約に対します価格の変動、参加したところによります価格変動があると思うんですね。これは、多分、製造メーカーと販売メーカーさんとなっているわけでしょうから、当然、同じ製造メーカーでありましても、価格の変動があると思うんですが、その辺をどのように把握していたのか、そこには差異があったのか、ないのか。

この一覧表から見ますと私らとしますと非常に…… 助役もここで説明しておりますように、地方自治法の第96条第1項第8号の規定に基づくというふうに書いてあります。これを考えますと、私は、この表でいかなものかというふうに考えまして、質疑をするわけでございます。その点を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） 議案第59号里美歯科診療所備品購入契約についてのご質疑にご答弁を申し上げます。私の方からは、入札関係の部分について、ご答弁を申し上げていきたいと思っております。

まず、この里美歯科診療所備品の指名業者でございますが、これは、物品に係る競争入札参加資格のある業者、そのうちで、薬事法による高度管理医療機器等販売業の許可がある業者ということで、民間病院等に納入実績のある医療機器販売会社5社を指名をしたところでございます。

この高度管理医療機器等販売業の許可という部分につきましては、薬事法第39条の中で規定

されてございます。この許可は、都道府県知事が与えるというような許可になってございます。この高度管理医療機器というのは、医療機器の中で、副作用または機能の障害等が生じた場合、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるというような場合に、適正な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聞いて指定するというような規定になっていますので、今回、これらの許可をもらっている業者5社を指名したところでございます。

この入札金額関係でございしますが、まず、中嶋メディカルサプライ株式会社が日上市、それと、株式会社セントラルメディカルが土浦市、株式会社双葉が水戸市、それと、茨城レントゲン株式会社、水戸市、株式会社栗原医療器械店水戸支店という、これらの5社でございします。

今回の入札で、中嶋メディカルサプライ株式会社、日上市でございしますが、税込みで入札金額が2,698万5,000円という額でございします。それで、株式会社セントラルメディカル、それと、株式会社双葉、茨城レントゲン(株)、これらの3業者については、入札2回目で辞退ということにございします。株式会社栗原医療器械店水戸支店が2,781万4,500円税込みという価格になっておりまして、中嶋メディカルサプライ株式会社が落札となったものでございします。

予定価格でございしますが、2,709万6,300円を予定価格としまして、これは税込みですが、これから見ますと、落札率というのは99.5%というような落札額になってございします。市内業者で、医療機器等の販売をしている、これらの許可をもらっている業者はありませんでした。ということで、5社の入札ということになりました。

それと、議員の方の、品目ごとで49目の備品の一覧表関係で、そのご質疑でございしますが、49目の備品総額について入札をしてございします。この備品一覧表の備品1つずつを、幾らかというような入札は付してございしません。そういう中で、各項目ごとに提示をしました商品名、型番、仕様、これらに基づいた額が幾らかというのは、入札業者の方で算定をしまして、この総額で入札をしているということで、特に一つ一つを別々に入札をかけるわけではございしませんでしたので、内訳書は特には求めていないということにございします。

私の方からは以上です。

議長(高木将君) 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長(増子修君) 立原議員のご質問にお答えを申し上げます。

今回の備品の購入に当たりましての、機器等の選定の方法についてでございしますが、これにつきましては、市の保健センターと、それから里美の高倉歯科医師さんと協議をしながら、現在まで使用しているものの備品から、耐用年数が過ぎてまだ使用ができるもの、または、耐用年数が過ぎてしまって処分するものなどを検討しながら、今回のパソコン等を含めた新しい機器も含めて、今回の備品購入の方向づけをしてきたものでございします。

以上です。

議長(高木将君) 22番立原正一君。

〔22番 立原正一君登壇〕

22番(立原正一君) 再度の質疑をいたします。

ただいまの説明をいただきまして、過半のものについては、そういうことだろうと理解をせざるを得ないなと思っておりますが、1点だけ確認させていただきたいのは、トータル的にやるということも、それはいいかもしれませんが、やはりこういうものにつきましては、個々に、先ほど申しましたように、メーカー、部品名、型番、仕様とありますが、この表を見ておきますと、仕様のところに、部品名といったらいいんですか、商品名が書いてあったり、全くこれでは、我々今までやってきた人間といたしましては、本当に無味乾燥といいましょうか、わけがわからない書類になっているんですよ。だから、ご指摘したわけでありまして、ちゃんとメーカー……、ですから、このメーカーというのは製造メーカーだと私は思いますね。そして、商品名がありまして、型番があります。仕様があります。これは、販売メーカーによりまして、やはりこういうところは個々に違っているところがあるんですね。

だから、逆に私としましては、どんぶりの税込み幾らとやるんじゃなくして、個々に見ながら決めていくべきだろうと。それは、先ほど説明がありましたんですが、専門家の方が入ってやったということがございますから、その方がどういう意図を持ってこれをつくっていったか。

そうしますと、例えば、ここにあります2番のタカラというオプションのがありますが、これについても、言われた型番、仕様、このものによりまして、どこかの別の販売メーカーが、同じメーカーをやっているかと思えますしね。そういうところを見ていきますと、価格の変動があると思うんですよ。必ずそれはあるわけですから。そういう詳細なところを調査しながら、価格選定に入っていきべきだろうと私は思うんです。それが、行政の考え方でありまして、そうでなければならぬだろうというふうに私は思うんですね。

最後になりますが、この辺のところを見ていただきまして、まず、市長と助役、おのおので所見をいただきたいと考えております。

それから、最後、もう1点で終わりますが、この96点でもって、今回の里美の歯科診療の満足度といいましょうか、100%基準にいたしましてどのくらいの評価をされているのか、その2点を伺って終わります。ありがとうございます。

議長（高木将君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 立原議員の、品目ごとで販売店が変われば価格も変わるじゃないかというお話でございます。全くそのとおりだと思います。ただ、冒頭、総務部長の方からご答弁申し上げましたとおり、これらの薬事法にかかわる販売許可を持っている業者ということで選定するのが、まず第1番目の筋だというふうに考えておまして、その中で、こちらが指定をいたしました備品について見積もりをとった上での全体見積もり価格を算定いたしまして、そこから発注予定価格を出して、入札に付したということになります。

1品1品入札にかけるということであればよろしいかと思っておりますが、そういうことをしませんで、一括でやったという背景がございまして、ただいまご答弁を申し上げたような考え方でやったところでございます。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） ただいま，49品目を整備することによりまして，その整備に伴う満足度というご質問がございました。これにつきましては，診療台，その診療台の周辺機器がすべて新しくなりますので，十分満足し得るものになるということで考えています。

議長（高木将君） 次に，26番宇野隆子君の発言を許します。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） 宇野隆子です。議案第59号里美歯科診療所備品購入契約について議案の質疑を行います。

私は，まず入札関係ですけれども，先ほど来同僚議員の質問の中で，薬事法による高度管理医療機器，これが1つ選定の条件になっているということでご説明がありましたけれども，この中で，5社指名競争入札で指名をしたということで，1社が落札された日立市にある中嶋メディカルサプライ株式会社と。そのほか残る4社につきましては，水戸市内，あるいは水戸市内に支店がある事業所であるということですけれども，太田市内には，この条件をクリアする事業所がなかったと思いますけれども，そのほかに，日立市内にはどうだったのかということで伺いたいと思います。

それから，この部品の入札に当たっては，大体事業所5社以上というようなことになっているようですけれども，5社以上ですから，最低の5社で入札しておりますけれども，その辺のお考えを伺いたいと思います。

それから，この入札で，1回，2回と，そして，最終的には見積もり第1回で落札しているわけですけれども，入札の第1回で，中嶋メディカルサプライが2,650万円と，そして，栗原医療器械店水戸支店が3,100万ということで，予定価格から比較いたしますと，450万もの非常に大きな差があると。金額の何億ということだと話もわかりますけれども，2,500万程度の予定価格の中で，こうした大きな開きが出た中での入札というのをどのように考えているのか，伺いたいと思います。

それから，最終的には，予定価格の99.59%ということで，これも非常に高い落札額になっておるわけですね。この辺はどのように考えるのか，入札結果であると言えばそれまでになってしまいますけれども，こういう高どまりの結果をどう見ているのか，伺いたいと思います。

それから，備品関係ですけれども，この備品については，今，里美歯科診療所は，建物自体そのものも新しく建設されまして，ここに勤務されております男性の歯科医師ですけれども，もう20年近く診療に当たっておられると。そういう中で，現在治療をしている歯科医師に，こういうそれぞれの備品そのものを確認していったのかどうか，その辺を伺いたいと思います。

それから，オプション関係なんですけれども，49品目ありますが，この中で，オプションで13品目あるわけですね。それぞれその備品に付帯するものもありますけれども，この辺でのオプションの中身について，これはどうしても付帯業務が必要であったということであれば，それで結構なんですけれども，伺いたいと思います。

それから，今まで使用していたものでこれからも使用可能なもの，こういったものにはどのよ

うなものがあるのか伺いたい。

それから、今回の備品なんですけれども、私も、これは一つひとつがもう専門的なものですから、この商品名を聞いても、大体どのようなものかということは見当がつきますけれども、質といいですか、水準についてはやはりわかりかねますので、最新のものを取り入れているのか、そのあたりでの商品名について伺いたい。

それから、こういう新しいものを取り入れることによって、これまで治療を行ってきましてけれども、これ以上の、何といいですか、こういう新しく備品を設置することによって、これから進んだ治療ができるのかどうか、新しい進んだ治療ができるのかどうか、こういうことについて伺いたいと思います。

議長（高木将君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 柴田稔君登壇〕

総務部長（柴田稔君） ただいまのご質疑でございます。特に入札関係の点のご質疑でございます。

まず、入札業者でございますが、5社選定した。そういう中で、他に日立市あたりにそういう該当の業者があったかということでございますが、日立市にはほかに該当の業者がなかったということでございます。

ちなみに、選定した中嶋メディカルサプライさん、この業者については、茨城県の中央病院、さらに水戸医療センター、こういう部分での備品を納入している業者でございます。そういう中で、特に茨城県関係の大きなそういう医療機器を扱って納入している、備品を扱っている業者になってございます。

最低5社ということでございますが、参考ですが、当市の場合に指名を5社という理由ということでございますが、常陸太田市の物品調達の契約事務に関する規程というのがございます。この規程の第19条2項の中に、執行予定金額が200万以上の場合は、原則として5社以上を指名するというような規定がございます。そういう中で、今回5社を指名した業者は、先ほど申しましたように、茨城県内で大変大きな病院、さらに、そういう国立、県西病院、筑波メディカル、いろいろ実績のある業者5社ということで入札を行いまして、5社を選んだということでございます。当然、先ほど申しましたように、薬事法の適用許可を受けている業者ということで絞られたわけでございます。

それと、入札の価格の点で、高どまりというような経過が最終的には出たわけでございますが、入札そのもので、結果的には5社を指名しましたけれども、その中で3社が途中、2回目で辞退をしたというような内容でございます。そういう中では、特殊な医療機器というようなことで、特に生命を預かるというような、大変特殊な医療機器というような中で、どうしてもこれらの備品については、高どまりになってしまうのかなど。結果を見た感じでは、そういう内容で入札の結果が出たというようなところでございます。

以上です。

議長（高木将君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） 宇野議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、里美歯科診療所の今回の備品を選定、決定するに当たりましてはどのようにしたかということでございまして、先ほどありましたように、高倉医師と協議をしながら、機器の選定を行ってまいったところでございます。

また、今回のオプションのお話がございました。今回の備品の購入に当たりましては、13品目がオプションというふうになっております。歯科用診療台、本体の機能が十分に発揮できる、また、しっかりした診察、治療ができるように、本体に見合いましたオプションの機器を指定し、購入するものでございます。

また、3番目としまして、使用可能なものはどうしたのかということでございますが、これにつきましては、従前からありました本箱とか事務用机、それから応接セット、あとは、スモーキングスタンドとかそでなし机、テレビ、または高周波電気メスエレクトロムというのがありました。それから、クラスター作業台とか、こういう使えるものにつきましてはできるだけ活用するというので、耐用年数が過ぎていてもこれらは活用することにしております。

それから、4番目としまして、購入したことによります水準、グレードはどうかというお話がございました。これにつきましては、最新の機種で、使いやすくなってはおりますが、グレードとしましては、中の上程度というふうに話を聞いております。

それから、また、これによって新しい治療ができるのかというご質問でございますが、これにつきましては、従来の施設が古くなったことによる建て替えでございまして、新しい治療を今後こういうことをするという事は、まだ聞いておりません。

以上でございます。

議長（高木将君） 26番宇野隆子君。

〔26番 宇野隆子君登壇〕

26番（宇野隆子君） ご説明いただきまして、ありがとうございます。

常陸太田診療所の設置及び管理に関する条例を見ますと、ただいまの里美歯科診療所と、それから天下野診療所と2カ所あるわけですね。それぞれがその地域の医療として、地域住民に親しまれて、この条例の中にもありますように、常に良好な状態で、そして市民福祉の向上に資するというようなことで、それぞれ努力されているかと思えますけれども、今後のこういう診療所に関する援助といいますか、指導、そういったことについては、今後、改めて新しい診療所の中でということでは、執行部としてはどのように、また地域医療の発展ということについては考えているのかお伺いをいたしまして、質疑を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。保健福祉部長。

〔保健福祉部長 増子修君登壇〕

保健福祉部長（増子修君） ただいま、新しい地域医療ということで、今後どういうふうにしていくのか。今回、確かに施設が古くなりまして、その施設の建て替えということでやってきてはおりますが、やはりどんどん医療が進んでいる中では、新しいものを導入しながら、地域に合っ

た医療，診療が大切だと思っております。これにつきましては，当然，その医師の状況もありますので，そういう先生方と協議をしながら，また，地域の利用者の方と患者さんのご意見等をいろいろ聞きながら，そのような新しいものに対して方向づけをしてみたいというふうに考えております。

以上です。

議長（高木将君） 以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第59号については，会議規則第37条第2項の規定により，委員会の付託を省略したいと思っておりますが，これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって，議案第59号については，委員会の付託を省略することに決しました。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので，これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第59号里美歯科診療所備品購入契約については，原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって，議案第59号については，原案可決することに決しました。

日程第10 議案第60号

議長（高木将君） 次，日程第10，議案第60号常陸太田市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により，15番平山伝君の退席を求めます。

〔15番 平山伝君退席〕

議長（高木将君） 提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 議案第60号につきまして，提案理由をご説明申し上げます。

常陸太田市監査委員の選任についてでございます。下記の者を常陸太田市監査委員に選任したいので，地方自治法第196条第1項の規定によりまして，議会の同意を求めますのでございます。平成18年8月24日提出，常陸太田市長名でございます。

記、住所は常陸太田市東染町677番地、氏名平山伝氏、生年月日昭和11年6月6日。

提案理由でございますが、欠員の生じております常陸太田市監査委員を選任するため提案するものでございます。

次ページをごらんいただきたいと思います。平山伝氏の略歴について記載をいたしてございます。学歴は、昭和30年3月、茨城県立大子第一高等学校卒業。職歴に関しましては、昭和56年9月、水府村議会議員、昭和60年9月、水府村議会議員再選、昭和60年10月、水府村議会総務委員会委員長、昭和62年10月、水府村議会産業建設委員会委員長、平成元年9月、水府村議会議員再選、平成3年10月、水府村議会議長、平成5年5月、久慈・多賀郡議長会会長、平成5年9月、水府村議会議員再選、同年10月、水府村議会議会運営委員会委員長、平成9年9月、水府村議会議員再選、平成13年9月、水府村議会議員再選、平成16年12月、常陸太田市議会議員、これは市町村合併に伴う在任特例でございます。平成17年10月、茨城北農業共済事務組合議会議長、平成18年6月、常陸太田市議会議員辞職、平成18年8月、常陸太田市議会議員、現在に至っております。

議員各位のご同意をよろしくお願いいたします。

議長（高木将君） 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

議長（高木将君） これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

議長（高木将君） 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第60号常陸太田市監査委員の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（高木将君） ご異議なしと認めます。よって、議案第60号については、原案同意することに決しました。

平山伝君の除斥を解除いたします。

〔15番 平山伝君入場〕

議長（高木将君） 以上をもって、今期臨時会の議事は、すべて議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のごあいさつを願います。市長。

〔市長 大久保太一君登壇〕

市長（大久保太一君） 平成18年第4回市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさ

つを申し上げます。

本日の臨時会は、市議会議員選挙後の初議会でございます。正副議長、各常任委員など、議会の構成が滞りなく決定されました。ご同慶の至りでございます。

議長に高木将議員、副議長に梶山昭一議員が就任されました。お二方には、豊かな知識と経験をもって、長年にわたり議員としてご活躍されております。そのすぐれた手腕と力量は衆目の一致するところでございまして、心からお祝いを申し上げます。次第でございます。

また、各常任委員会の構成、組合議会議員、監査委員など、それぞれ選任されました方々におかれましても、所管する事務を通じまして、よろしくご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日、提案いたしました案件につきましては慎重なご審議をいただき、それぞれ原案のとおり承認、可決、同意を賜り、ありがとうございました。

議員の皆様には、今後とも市政の円滑な運営のため、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますとともに、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。閉会のあいさついたします。ありがとうございました。

議長(高木将君) 以上をもって、平成18年第4回常陸太田市議会臨時会を閉会いたします。

午後0時47分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

臨時議長

議長

副議長

署名議員

署名議員